

答 申 第 6 号
平成22年 6 月24日

青森県教育委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年 5 月25日付け青教育第380号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に係る文書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成21年2月27日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「文部科学省に報告した平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、〇〇高校から回答された文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について（〇〇高校分）①調査Ⅰ 回答用紙1～6、②調査Ⅱ 回答票1～4」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、「調査Ⅰ 回答用紙1～6」及び「調査Ⅱ 回答票1～4」の回答欄すべてが条例第7条第1号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年3月5日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年4月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

「本件処分を取り消す。」との決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 開示請求の主旨からして、旧統計法（平成19年法律第53号による全部改正前の統計法（昭和22年法律第18号）をいう。以下同じ。）をもって不開示にするのは、本末転倒である。××を解明するため、不開示はその解明の妨げになる。
- (2) 理由説明書に対する反論

ア 本件処分の根拠と争点

実施機関による本件処分の理由は、条例第7条第1号に該当することを挙げ、さらにその根拠を、本件開示請求情報に係る調査は、旧統計法第15条の2第1項に該当するものであるからとしている。

同規定は、「何人も、届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告（統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。」としているが、その「目的以外に使用してはならない。」とする趣旨は、実施機関がその理由説明書添付の「旧統計法（抜すい）」において教示したとおり、報告徴集の「結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。」（同法第14条）にあるものと解される。したがって、本件不開示情報が上記のとおり、報告徴集の「結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項」に該当するか否かが争点となる。

なお、同法第15条第2項は「前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。」としている。

イ 本件不開示情報の性格と不開示理由の不合理性

- (ア) 本件処分がなされた「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「本件統計調査」という。）」は、文部科学省のホームページによれば「今般、平成19年度の調査結果がまとまりましたので、公表いたします。」として公開されている。当該ホームページによれば、その冒頭で、本

件統計調査の目的を「今後の生徒指導施策推進の参考とするため」としている。

また、本件不開示情報には、個人の氏名などの個人情報が含まれているとは考えにくいし、そのような情報が含まれているという実施機関による説明も見当たらない。

したがって、以上のとおり、上記調査については、その結果を「公表」することを前提に行ったものと解されるから、本件不開示情報が、実施機関が不開示理由とした条例第7条第1号に該当するとした根拠法、すなわち旧統計法第15条の2第1項に該当するものとの主張には理由がないものと解され、加えて、秘密にするべき個人情報も存在しないのであるから、同法第14条にも該当しないものと解すべきであり、実施機関による本件処分には合理的な理由がないこととなる。

- (イ) もっとも、実施機関が主張するように、本件不開示情報が旧統計法第15条の2第1項に該当するものであるとすれば、本件処分は本来「不開示決定」とすべきであったはずである。

(3) 実施機関の主張に対する反論

異議申立人が平成21年3月27日付けで行った保有個人情報の開示請求に対して、実施機関は、保有個人情報一部開示決定を行い、「平成19年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における回答の訂正について」については、同じ統計資料の一部でありながら開示している。

同じ調査資料でありながら、一方は開示し、他方は開示しないというのは整合性がない。まさに実施機関による職権の濫用というほかはなく、実施機関による本件処分に合理的理由はないものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書及び反論書に対する意見書によると、おおむね、次のとおりである。

- 1 条例第7条には、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」とあり、その第1号に「法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報」と明記されている。そのため、開示請求のあった「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は、文部科学省が実施する承認統計調査（報告徴集によって得られた統計報告）であり、旧統計法第15条の2に「何人も、届出統計調査（地方公

共団体が行うものを除く。次条において同じ。)によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告(統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を、統計上の目的以外に使用してはならない。」とあることから、〇〇高校が集計・作成したものについて、開示請求に応じることは、統計上の目的以外に使用されることとなり、上記条文中の「報告徴集によって得られた統計報告(統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を、統計上の目的以外に使用してはならない。」に該当するため、〇〇高校の回答内容に係る部分を非開示とし、本件処分としている。

なお、文部科学省では「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の都道府県が集計・作成したものについて不開示としている。

2 反論書に対する意見

(1) 第3の2(2)のアについて

統計調査(承認統計調査を含む。以下(1)において同じ。)の目的は、調査の結果を分類集計して統計を作成すること、すなわち当該統計集団についてその集団性を記述することであり、調査の結果を被調査者(報告者)に対する個別の行政上の処分等に利用することにあるのではないとされている。統計調査は、国民と調査実施者との間におけるこのような信頼関係を基盤として成立し発展してきたものであり、統計調査の過程で知り得た事項、調査の結果得られた調査票等の秘密は保護されなければならない、これは統計制度に対する基本的な要請であり、統計調査の成立と発展のための大原則とされている。

このような考え方に基づき、被調査者(報告者)の秘密を保護し(旧統計法第14条)、調査票の目的外使用を禁止すること(旧統計法第15条第1項及び第15条の2第1項)により、被調査者(報告者)の信頼と協力の下にありのままの報告を得て、統計の真実性の確保を図ることとされている。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は、文部科学省が実施する承認統計調査であり、承認統計調査については、旧統計法第14条及び第15条の2の両規定が適用となり、すなわち、旧統計法第14条の規定に該当する「秘密に属する事項」の存否にかかわらず、第15条の2第1項の規定を遵守しなければならないものである。

よって、旧統計法第15条の2第1項の趣旨は、当該調査票に「知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項」が記載されていなくとも、当該調査票を「統計上の目的以外に使用してはならない」と考えられ、文書開示が当該目的以外の行為に当たると判断したものである。

(2) 第3の2(2)のイ(ア)について

文部科学省の本件統計調査について、旧統計法第15条の2第1項に「報告徴集によって得られた統計報告を、統計上の目的以外に使用してはならない。」と定められているため、文部科学省は、都道府県が集計・作成した調査票を不開示としている。ただし、同条第2項に「前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。」と定められており、文部科学省は、本件統計調査に関して、当該統計集団について、その集団性を記述するという統計上の目的のため、全国的な集計結果をホームページに公表している。

(3) 第3の2(2)のイ(イ)について

条例第8条には、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定められている。

したがって、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、また、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていると判断したため、不開示情報を除いた部分について、一部開示決定処分としている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

- (1) 本件行政文書は、本件統計調査において、教育庁学校教育課が県立〇〇高等学校から提出を受けた、「調査Ⅰ」（暴力行為の状況及びいじめの状況に係る調査票）及び「調査Ⅱ」（長期欠席の状況に係る調査票）であり、同文書に記載されている調査事項の内容は次のとおりである。

ア 「調査Ⅰ」

- (ア) 文部科学省が作成した暴力行為の状況に係る調査票及びいじめの状況に係る調査票の調査事項を実施機関が整理、再構成したもの
(イ) 上記(ア)の暴力行為及びいじめの状況に係る調査事項に関連して、実施機関が独自に設けたもの

イ 「調査Ⅱ」

文部科学省が作成した長期欠席の状況に係る調査票の調査事項を転記したもの

- (2) 本件行政文書のうち、実施機関が開示とした部分は、次のとおりであると認められる。

ア 「調査Ⅰ」及び「調査Ⅱ」に記載の回答欄のうち、上記(1)のア(ア)及びイに係るもの（以下「本件情報1」という。）

イ 「調査Ⅰ」に記載の回答欄のうち、上記(1)のア(イ)に係るもの（以下「本件情報2」という。）

- (3) 本件統計調査について

ア 総務省政策統括官（統計基準担当）が作成した「指定統計・承認統計・届出統計月報（平成20年7月）」により、当審査会が確認したところによると、本件統計調査は、平成20年7月28日付けで総務大臣の承認を受け、文部科学省が実施した承認統計調査であることが認められる。

イ 本件統計調査の概要は、文部科学省が定めた実施要領によると、次のとおりである。

(ア) 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本件統計調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然

防止、早期発見・早期対応につなげていくこと。

(イ) 調査範囲

国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに市区町村教育委員会

(ウ) 調査事項

- a 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況
- b 出席停止の措置の状況
- c 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等
- d 小学校及び中学校における不登校の状況等
- e 高等学校における長期欠席の状況等
- f 高等学校における中途退学者数等の状況
- g 教育相談の状況
- h 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

(エ) 調査系統（公立学校の場合）

調査票は、文部科学省から都道府県教育委員会、都道府県教育委員会から公立学校（市町村立学校については市町村教育委員会を經由）へ配布され、それぞれの機関で調査、記入した後、公立学校は都道府県教育委員会（市町村立学校については市町村教育委員会を經由）へ提出し、都道府県教育委員会は提出のあった調査票の内容を集計の上、文部科学省に提出することとされている。

(オ) 結果の公表

文部科学省では、各都道府県教育委員会から提出のあった調査票を集計し、調査結果を「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」及びその他の刊行物によって公表することとしている。

3 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、条例第7条第1号に該当するとして、本件情報1及び本件情報2を不開示としているので、以下、これらの情報の条例第7条第1号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第1号の趣旨について

ア 条例第7条第1号は、不開示情報として、「法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報」を規定している。

イ 地方自治法（昭和22年法律第617号）第14条第1項は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて……条例を制定することができる。」と規定して

いることから、法令の規定により開示することができないとされている情報については、条例においても不開示としなければならないものであり、また、他の条例において特別の理由により不開示と定めている情報は、他の条例が一般法としての条例に優先することから、条例においても不開示とするものである。

- (2) 旧統計法第15条の2第1項は、「報告徴集によって得られた統計報告（統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。」と規定し、報告徴集によって得られた統計報告、すなわち承認統計調査に係る調査票を統計上の目的以外に使用してはならない旨定めている。

よって、本件情報1及び本件情報2が条例第7条第1号に該当するかどうかは、これらを公にすることにより、旧統計法第15条の2第1項の「統計の目的以外に使用してはならない」との規定に反するかどうかにより判断することとなる。

- (3) 旧統計法第15条の2第1項の「統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分」について

ア 旧統計法第15条の2第1項は、承認統計調査の調査票のうち、目的外使用の禁止を「統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分（以下「専ら統計部分」という。）」に限定している。

このため、まず、本件情報1及び本件情報2が「専ら統計部分」に該当するかどうか検討する。

イ 「専ら統計部分」は、承認統計調査の実施前に、あらかじめ総務大臣の承認を受ける必要がある事項として旧統計報告調整法（平成19年法律第53号附則第2条による廃止前の統計報告調整法（昭和27年法律第147号）をいう。）第4条第2項第3号で規定する「報告を求める事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別」により、その範囲が確定することとなる。

ウ 当審査会が実施機関に対し、本件情報1及び本件情報2に係る調査事項が総務大臣の承認を受けているかどうかについて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「文部科学省が総務大臣に提出した申請書には、「専ら統計を作成するために用いられるか否かの別」を別添とし、本件統計調査に係る調査票を添付している。その上で総務省から承認統計調査として承認され、調査が実施された」旨述べている。

エ 上記ウの実施機関の説明によると、本件統計調査に係る調査票については、その調査事項の全部が「専ら統計を作成するために用いられる」ものとして総務大臣の承認を受けたと認められるため、すべての調査事項が「専ら統計部分」であると解される。

オ 本件情報1の「専ら統計部分」該当性について

(ア) 本件情報1に係る調査事項は、前述のとおり、文部科学省が作成した調査票の調査事項を実施機関が整理、再構成したものを含んでおり、総務大臣の承認を受けた調査事項そのものであるとは認められない。

(イ) しかしながら、県立〇〇高等学校のほか、その他の公立学校が調査、記入した調査票は、取りまとめを行う教育庁学校教育課において集計され、文部科学省に提出されることにより、その回答内容が本件統計調査に用いられていることからすると、本件情報1に係る調査事項の内容は、総務大臣の承認を受けた調査事項の内容と同一のものとみなすことができる。

(ウ) よって、本件情報1は、「専ら統計部分」に該当するものと認められる。

カ 本件情報2の「専ら統計部分」該当性について

(ア) 本件情報2に係る調査事項は、前述のとおり、文部科学省が作成した調査票の調査事項とは別に、実施機関が独自に作成したものであるから、総務大臣の承認を受けた調査事項に含まれていないことは明らかである。

(イ) 当審査会が実施機関に対し、本件情報2が総務大臣の承認を受けていないにもかかわらず、条例第7条第1号に該当すると判断した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「他の調査事項の正確性を確保するために設けたものであり、他の調査事項と一体のものであるため、法令秘情報に該当する。」旨述べている。

しかし、いかに総務大臣の承認を受けた調査事項と関連を有するものであったとしても、旧統計法の規定上、総務大臣の承認を受けたものとみなすことはできず、その主張には理由がない。

(ウ) よって、本件情報2は、「専ら統計部分」に該当しないものと認められる。

(4) 旧統計法第15条の2第1項の「統計上の目的以外に使用してはならない」について

ア 次に、「専ら統計部分」に該当すると判断した本件情報1を公にすることにより、旧統計法第15条の2第1項の「統計上の目的以外に使用してはならない」との規定に反することとなるかどうか検討する。

イ 条例第7条第1号の「公にすることができない情報」とは、法令又は他の条例の明文の規定により公にすることができないと定められている情報のほか、法令等の趣旨・目的から開示することができないと認められる情報を含むものと解される。

ウ 旧統計法第15条の2第1項は、明文上「閲覧又は写しの交付を禁止する」とは規定していないため、本件情報1を公にした場合、「統計上の目的以外に使用してはならない」との規定に反することとなるかどうかは、同規定の趣旨・目的から判断することとなる。

そして、公にしても、同規定の趣旨・目的に何ら反しない情報については、条例第7条第1号を適用して不開示とすることはできないものである。

エ 旧統計法第15条の2第1項の趣旨・目的について

(ア) 旧統計法は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的としている（第1条）。

また、同法第14条は、統計調査に対する信頼及び協力を一層確保し、真実の申告を得ることを目的に、「統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。」と規定している。

(イ) 旧統計法第15条の2第1項は、同法第14条の秘密保護の規定及び調査客体の信頼確保について、調査票の使用方法的観点から一段と慎重に規定したものである。

統計調査に係る調査票は、当該調査の成果物である統計を作成する目的のために集められたものであり、被調査者が調査票に記入した時点で認識していた使用目的以外の目的で勝手に使用されることは、被調査者の信頼を裏切り、統計調査に対する協力を得られなくし、ひいては統計の真実性を阻害するおそれがあるので、同規定では、目的外使用を原則として禁止しているものである。

(ウ) しかし、統計調査に係る調査票に記載された情報の中に、他の制度等により公知であるもの又はこれに準ずるものが存在する場合、これらの情報は、統計の目的以外に使用したとしても、被調査者の当該統計調査への信頼を損なうおそれがないものと認められるため、同法第14条で保護される秘密には含まれないものである。

オ 上記エを踏まえ、本件情報1を公にすることにより、旧統計法第15条の2第1項の趣旨・目的に反することとなるかどうか検討する。

(ア) 目的外使用を禁止することの妥当性について

a 本件情報1は、県立〇〇高等学校における暴力行為の状況、いじめの状況等及び長期欠席の状況等であり、被調査者である同校が県の機関であること

を考慮すると、これらの情報を公にしたとしても、同校から本件統計調査に対する理解や協力が得られなくなるとまではいえないのではないかとの疑問が生じるところである。

b しかし、本件情報1は、特定の県立学校における生徒の個人に関する情報を含むものであり、わけても、例えば、いじめの状況等については、これを公にすれば、当該生徒がいじめの被害者として識別されることをおそれ、学校に対していじめの訴えをしなくなることも考えられ、その結果、学校におけるいじめの実態把握が困難となることも想定されるものである。

c このことからすると、本件情報1が公になると、生徒の問題行動等の未然防止、早期発見に支障が生じることを学校が懸念し、学校から統計調査に対する理解や協力が得られなくなり、ひいては、統計の真実性が損なわれるおそれがあることは否定できないところである。このため、総務大臣が本件情報1に係る調査事項を「専ら統計部分」として承認し、これにより、本件情報1の目的外使用が原則として禁止されることについて、これを不合理とする理由は見当たらない。

(イ) 公知であるもの又はこれに準じるものかどうかについて

a 当審査会が実施機関に対し、本件情報1が既に公表されている情報、又は公表が予定されている情報であるか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「暴力行為、いじめ及び長期欠席の状況等の情報に関しては、マスコミの取材等があった場合、県全体の数値に限り情報提供している。」旨回答している。

b また、当審査会が調査したところ、文部科学省が公表している本件統計調査の結果において、暴力行為、いじめ及び長期欠席の都道府県別の件数は公表されているものの、調査対象となった各学校が調査、記入した数値は公表されておらず、また、本件情報1と同種の情報が一般に公にされている他の行政文書内に含まれているといった事情も存しないことが確認された（なお、長期欠席の状況等に係る調査事項には、実施機関が公表している県立〇〇高等学校の在籍生徒数が含まれているが、当該数値は、不登校率を算出するための一要素に過ぎないため、当該数値だけを取り出し、公知情報として判断することは適当ではない。）。

c このことからすると、本件情報1は、公知であるもの又はこれに準じるものと認めることはできない。

(ウ) よって、本件情報1は、これを公にすると、被調査者の本件統計調査に対する信頼を裏切り、ひいては統計の真実性を阻害するおそれがあるものと認められるため、旧統計法第15条の2第1項の趣旨・目的に反することとなる。

カ 以上から、本件情報1は、これを公にすると、旧統計法第15条の2第1項の「統計上の目的以外に使用してはならない」との規定に反するものと認められる

ため、条例第7条第1号に該当する。

- (5) 以上のとおり、本件情報1は条例7条第1号に該当するが、本件情報2は同号に該当しない。

4 付加的主張（その他の不開示情報該当性）について

- (1) 実施機関は、本件の審査過程において、「本件情報2を公にすることを前提とした場合、正確な情報が提供されないおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。」、「本件情報2は、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、内容によっては条例第7条第3号に該当する。」旨主張しているので、以下、検討する。

- (2) 条例第7条第7号該当性について

ア 条例第7条第7号の趣旨

- (ア) 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。
- (イ) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由があるため、本号では、このような情報を不開示とすることとしたものである。
- (ウ) また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性

が要求されるところである。

イ 本件情報2に係る調査事項の内容は、次のとおりである。

- (ア) 暴力行為の状況に係る他の調査事項に関連して、他校生徒と一緒に起こした暴力行為について、加害生徒学校名、発生場所及び暴力行為の種別を記載させるもの
- (イ) 暴力行為及びいじめの件数に係る他の調査事項に関連して、当該暴力行為及びいじめの概要について記載させるもの

ウ 本件情報2に係る二つの調査事項は、本件統計調査における調査事項と関連しており、本件情報2に記載されている内容から、不開示情報と判断した本件情報1の暴力行為や、いじめの状況に係る回答内容が明らかになる、ないし推測されることとなるものであり、仮に本件情報2に何の記載がなかったとしても、本件情報1の回答内容が「なし」又は「0」であることが明らかになってしまう場合がある。このため、本件情報2を公にすると、本件情報1を保護しようとした旧統計法の趣旨が損なわれるおそれがある。

エ また、本件情報2には、生徒の個人に関する情報が含まれており、これを公にすると、その内容から、県立〇〇高等学校において特定の生徒が識別され、又は探索される可能性を否定できず、その結果、生徒と学校との関係が悪化し、学校が生徒指導上必要な情報を収集することが困難になることも考えられることから、今後、同種の統計調査を行う場合に、学校から統計調査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがある。

オ 以上から、本件情報2は、これを公にすると、実施機関が行う統計調査に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第7号に該当する。

(3) 条例第7条第3号該当性について

本件情報2は、上記(2)で検討したとおり、条例第7条第7号に該当し、不開示となるため、改めて同条第3号該当性について検討することを要しない。

5 その他

(1) その他の異議申立人の主張

異議申立人は、平成21年4月14日付け保有個人情報一部開示決定により、本件統

計調査に係る「調査Ⅷ」を実施機関が異議申立人に開示していることについて、同じ調査票でありながら、一方は開示し、他方は開示しないというのは整合性がない旨主張している。

(2) 「調査Ⅷ」を開示したこととの整合性について

ア 青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第21条第1項第1号は、条例と同じく、不開示情報として法令秘情報を規定しているが、法令秘情報に該当するかどうかの判断についても、条例の場合と同様となる。

イ 当審査会が調査したところによると、「調査Ⅷ」は、本件情報1及び本件情報2とは異なり、特定の県立学校が調査、記入した調査票ではなく、教育庁学校教育課が調査、記入した調査票であり、その数値は、県全体のものである。

ウ 本件統計調査の実施要領では、「都道府県教育委員会は、当該都道府県の調査結果を文科省の公表後に公表することができる。」と定めており、文部科学省が本件統計調査の結果を公表した平成20年11月20日以降であれば、「調査Ⅷ」に記載されている情報を公表することは、各都道府県の判断にゆだねられていると考えられる。そして、実施機関の回答によれば、本件統計調査についてマスコミの取材等があった場合には、県全体の数値に限り情報提供しているとのことである。

エ 以上から判断すると、別件の平成21年4月14日付け保有個人情報一部開示決定において、実施機関が本件統計調査に係る「調査Ⅷ」を異議申立人に開示したことは、妥当性を欠くものではなく、本件処分において本件情報1及び本件情報2を開示しなかったことと整合性がないとは言えない。

6 結論

以上のとおり、本件情報1は条例第7条第1号に、本件情報2は同条第7号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 5 月 26 日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 6 月 17 日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 6 月 26 日 (第156回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 7 月 1 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 7 月 23 日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成21年 7 月 24 日 (第157回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 8 月 28 日 (第158回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 9 月 18 日 (第159回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年10月21日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年10月23日 (第160回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年11月 4 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年11月19日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年11月25日 (第161回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。

平成21年12月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年12月18日 (第162回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成22年1月22日 (第163回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成22年2月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年2月17日 (第1回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年3月1日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年3月19日 (第2回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年4月14日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年4月16日 (第3回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年5月17日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年5月21日 (第4回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。
平成22年6月18日 (第5回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成22年 6 月24日現在)